

チュークー期イギリス法史学史覚え書

—十七世紀イギリス憲法史における法の連續性の問題に関連して—（その一）

佐々木信

序 本稿の試みについて

イギリス法史における所謂「歴史的継続性(historical continuity)」の問題が、法史学方法論における所謂「連續性」の理論乃至は概念(kontinuitätsbegriff)に関する問題として考察されるべき」とは、ハニに改めて説く必要はないであろう。⁽¹⁾ ただ、イギリス法史研究において注目すべきことは、イギリス法発展の諸段階のうちで、コモン・ロー形成期以降の諸段階における法の歴史的継続性の問題は、法の形成・適用の技術的諸段階を包摂して考えられるコモン・ロー的法律觀に内在するといえるコモンロー法律家的历史主義ともいべき特殊的歴史主義を抜きにしては考えられないのである。また、この特殊的歴史主義が、問題解決にあたって依るべき過去の法をあきらかにする筈の、ほかならぬイギリス法史研究をすら支配してきたことも忘れてはならない。⁽²⁾

みぎに述べたことは、すくなくともコモン・ロー成立以降のイギリス法の歴史的継続性＝連續性の問題が、中世法

において際立っていたと考えられている古法継承の思想、あるいは法政策、あるいは、過去・経験というものにたいする習性的帰依、またはより漠然たる意味での歴史主義的理念といった普遍的精神状況によってはすくなくとも画一的には説明されないということにほかならない。のみならずまた、この問題の考察にあたっては、むしろ、みぎに述べた特殊的歴史主義の解明を主軸におくべきことすら考えられるのである。

以上の考えは、たとえば、つぎのように具体化乃至個別化することができるであろう。すなわち、まず、歴史的継続性・連續性問題が格別に興味深く考察される法発展としては、十七世紀におけるイギリス憲法の発展が回顧される。⁽³⁾ この発展においては、コモン・ローの維持あるいはコモン・ローを通じて、というかたちで、いわゆる中世法的諸要因が近代的法発展のうちに組み込まれ、法の変革は、基底的な社会・経済機構の変動にもかかわらず、コモン・ローと称される中世的な法の近代への適応化、法の断絶することなき順応が際立っていた。つぎに、さらに、このほかないぬ法の継続の現象がヨーロッパ諸国に比較して際立っているために、特殊的であるとして認識され、多くの論稿を生み、また、その綜合の試みもなされてきたわけであったといえるであろう。⁽⁴⁾

しかし、以上の二つことにたいし、これらの試みにあっては、たとえば、法と歴史への依拠がこの時期の憲法史の特徴であるとするイギリス憲法史における一般的認識にたいし、概して、法あるいは経済の面からの解説の試みにおいて際立ったといえるし、これらの試みは、もちろん、当然に正当に評価されるであろう。そして、これにたいし、イギリス法の発展における法と歴史への依拠ということは、べつに、さきに示した特殊的歴史意識の存在を考えるならば、この特殊的歴史主義への依拠ということからも説明し得るともいえるわけで、この特殊的歴史主義の存在の解明が、

いわば法学的に、あるいは経済史的に構成された多様な試みにたいし、何事かをなし得ると考えられるわけである。

本稿は、以上の考案のもとに、当時のイギリスにおいて、みずからの過去がどのように考えられてきたか、どのように記述されてきたか、この当時のいわばイギリスについての歴史記述はどんな性格をもち、それがコモン・ローの発展について考えられるべき、本稿のいわゆる特殊的歴史意識にたいしいかなる土壤を形成したかという手順をもつて、ことを考察することの可能性を念頭におき、最近、急速にすすめられてきた基礎的研究のなかから、そのための若干の手懸りを示そうとするものである。そして、これによつて、本稿のいわゆる特殊的歴史意識をさしあたりその周辺から浮彫りにし、イギリス法史における歴史的継続性乃至は法史学における法の「連續性」理論の問題の考察への一助を心懸けようとするものである。

つぎに、本稿の方法についてその前提となるべき事柄について若干の一般的説明を試みておきたい。もともと、「十七世紀憲法史」という言葉は、イギリス憲法史にあつては、イギリス法史諸發展のうちでもっとも関心がそそがれた法發展を国家構造の推移を見るという観点から捕捉したときの、その理念と方法とを示す言葉であり、その言葉のもとで、イギリス近代デモクラシーがその形式と実質を得た十七世紀的諸發展が、とくに、憲法史として示されるであろう。そして、その故にこそ、「十七世紀憲法史」は多様な分野における研究を背景とせざるを得ず、これを逆にいえばイギリス「十七世紀憲法史」は、まれにみるほどの開かれた研究対象であつたわけである。

しかし、「十七世紀憲法史」は、いうまでもなく、宗教改革すなわち、ピュアリタン革命の歴史もあり、この点においても、単にイギリス憲法またはイギリス憲法の發展に局限されたかたちで理解されるべきものではない。「十

「七世紀憲法史」は、たしかに、ミルトン (J. Milton) の時期の発展史であり、その意味では、ヨーロッパ的規模で考えられるべき宗教改革の特殊的イギリス的現象としてもまた理解されるべき対象なのである。

ところで、一般に、ヨーロッパ・ルネサンスならびにヒューマニズム・宗教改革が促進したと考えられる学問分野に、ルネサンス的法学から派生したと考えられる法の歴史研究ならびに同様な発展をみせた文献学的古事学的研究から生ずることになる歴史研究があつた。そして、そこから、とくに宗教改革運動に触発された国民的法史研究が育つたことは、すでに十分に示されたことである。われわれは、この進展を示す典型として、たとえば、フランスにおけるフランソワ・オトマン (François Hotman) を知るわけである（本稿後述七三、八六頁参照）。しかも、法史学史上、オトマンはひとり孤影を宿しているわけではなく、国民的法史研究は、封建法あるいは非ローマ的地方法（ヨーロッパ土着法）、慣習法の研究として、フランス、オランダ、スコットランド、イングランドに多くの人材を得たのであつた（Legal Nationalism）⁽⁶⁾。

みわにのべた発展は、法史、憲法史という局限された領域における歴史構想のみならず、これらを包含した近代フランス史あるいはイギリス史の構想の発展と関連するものであり、殊に、イギリスにおいては、当時のこの国に見られた反ローマ的、あるいは対ヨーロッパ的国家意識からのイギリス史の構想を際立たせる発展とみることができるであろう。すなわち、やや大胆にいえば、本稿のちに示すように、イギリス法史、イギリス憲法史乃至はイギリス史は、中世においては、それなりに普遍的としてみられるという意味でローマ的、ヨーロッパ的に構成されたのであつたが、これにたいし、みぎの発展に含まれ、あるいは併行して試みられるイギリス史は、その観念ならびに方法について、

次第に、イギリス史的個性を帯びてくるであろう。そして、この発展が、実は、本稿が「十七世紀憲法史」についていう特殊的歴史意識の基盤であったと考えられるわけである。また、「十七世紀憲法史」のトレーガーが清教徒僧職とコモン・ロー法律家の連合とこれにたいする支持者達であり、かれらの思想的指導理念のひとつが、コモン・ローという言葉で示される特殊的歴史意識というメンタリティであったとすれば、このようなことを可能ならしめた重大な要因のひとつが、みぎにのべたように発展してきたイギリス史であったのである。

本稿は、みぎに述べた意味で理解されてきたイギリス史の構想ならびに、これと不可分の関係にあるコモン・ロー的特殊的歴史主義の学問的・法史学的正しさについては、いうまでもなく、疑念をはさまないというわけではない。しかし、これらの実際の発展・展開の過程において、眞の歴史研究・イギリス法史研究が生まれなかつたわけではないとする今日のイギリス法史論の結論について、十七世紀憲法史における法の連續性の問題に関連して格別に、その逆説的な意味に惹かれるものがあるとみるとある。

本稿の記述は、その範囲を、ひとまずチューダー朝における事象に限定し⁽⁸⁾、一、チューダー朝の歴史家達 二、チューダー朝「英國史」観 三、Antiquarian Society・そのコモン・ロー的色彩 四、「歴史的」コモン・ロー観ならびに議会派の歴史理論 と続ける予定である。

(1) いわゆる「歴史的連續性」の方法論的問題については、世良晃志郎「歴史学方法論の諸問題」一九四頁以下参照。イギリス法の歴史的性格の諸相については、拙著「イギリス法学講義」(上)五四頁以下。

(8) ハリドゼ、チャーチル、マクカベー流の法史学派の鍵巻などは英米政治思想史の分野における成果に属する。
Maitland, Why the History of English Law is not written, The Collected Papers of Frederic Maitland,
Vol. I, pp. 480—487; D.J. Boorstin, Tradition and Method in Legal History, 54 Harv. L.R., pp. 424—436;
Holdsworth, The Historians of Anglo-American Law, Chaps. I—II; Plucknett, Legal History in England,
J.S.P. T.L. (n.s.), Vol. II, pp. 191—200.

- (9) ヘギリス法史における歴史的継続性の問題は、ローマ・ロー形成期から十五・六世紀に亘る時代から。ハ
イエニスの歴史については、拙著・前掲・六五頁以下、ならびに同六九頁以下、方法論的には、林深「ヘギリス法史の起原あるべ
シ——法の歴史的研究の意義に関する覚え書き」(新説法部研究年報4所収)、十五・六世紀に亘る時代から。ハ
イエニス、ホールズワースによった拙著・前掲・七三一八一頁を参照された。なお、ロー法学者との関係に亘る
他の文献が近時の研究を代表するものへ替えておらず、ハボムの「ヘギリス法史と政治思想」(Elton, G.R.,
Political Creed of Thomas Cromwell, T.R.H., 5th Ser., Vol. 6 (1956), 69—92; Bell, E., Maitland: A Critical
Examination and assessment, 1965, pp. 131—6; Thorne, S., English Law and the Renaissance, in *Atti del
Primo Congresso Internazionale della Società Italiana del Diritto, La Storia del Diritto nel Quadro delle Scienze
Striche* 437 (1966); B.P. Levack, The Civil Lawyers in England 1603—1641/A Political Study(O.U.P., 1973).
(10) ハイエニスに關する我が国法学分野における最近の注目すべき記事として、戒能通厚「西法国家制の歴史構造——近代イギ
リス統治構造・序——」(社会科學研究第11四卷第15・6合併期所収)、森正「ヘギリス憲法史と「連續性」史觀」(名古
屋大学法政論集第五五卷所収)、石井幸三「ローマの法思想——イギリス近代法思想史研究」(阪大法学第九11期所収) が
ある。
(11) ハムバウム Chimes, S.B., English Constitutional History(4th ed., 1967, Rep. 1973), pp. 49, 100—102 を参照
されたい。
(12) ハイエニスの論文をどういふ Cambridge Modern Hist. iii, Chap. II; Maitland, English Law and the Renaissance
カーダー期イギリス法史学史観え書(佐々木)

ce ; Holdsworth, History of English Law, Vol. IV が今や古典的標準を取るべく。たゞ Hazeltine, The Renaissance and the Laws of Europe, Cambridge Legal Essays(1926) ; Fussner, F.S., The Historical Revolution, 1580—1640(London ; Routledge and Kegan Paul, 1962) ; Kendrick, T.D., British Antiquity (Methuen ; London, 1950, 1970) ; Pocock, J.G.A., The Ancient Constitution and Feudal Law. A Study of English Historical Thought in the Seventeenth century (The Norton Lib. N.Y. 1957), McKisack, M., Medieval History in the Tudor Age(Clarendon Press, 1971) ; Franklin, J.H., Jean Bodin and the Sixteenth-Century Revolution in the Methodology of Law and History (Columbia U.P., 1961) ; Kelley, D.R., Foundations of Modern Historical Scholarship : Language, Law, and History in the French Renaissance(Columbia U.P., 1970) 等がその代表的な参考文献である。イギリス史の著書が基本的である。

(7) ハーバードにおける近代ハーバード史、カーネギー、反ローマ的国民的歴史研究の発端は、チャーリーズの宗教改革運動の渦中よりそれをみるが如く、この歴史の領域でのいわゆる宗教戦争の過程において鮮明ながたるものである。歴史の「おもて」Historical Constitutionalism の主張、おもて、その内容としての法史学的意味は、チャーリーズの主張の學問的なものであるが如く、それがいかにも法史学者の如きの見方だ。たゞ Gooch, G.P., and Laski, H.J., English Democratic ideas in the Seventeenth Century(1898, 1927, 1967-Rep.), p. 9 ets に記された如きの如き Kelley, D.R., Foundations of Modern Historical Scholarship : Language, Law, and History in the French Renaissance (*supra*), p. 201 et s. 参照。本稿は、イギリス史・イギリス法史によるものだ考え方を改めた形で示す。ハーバードの場面では本稿八六頁所掲参照。

(8) この限定は、十七世紀における歴史研究がその一歩前に齶成されたかの如く、まだ、その歴史研究発展の厳密な時代区分は、実質的には無理ではなかつたらしくない敢えいたしかつたのである。たゞ本稿では、チャーダー朝以前のイギリスにおける、ハーバード、ルネサンス的事象、たゞ歴史研究を推進したかの如く、チャーリーズのイギリ

スにおける発達史に関して、同様の考慮がなされる。しかし、この発達事情に関する点は、本来より深い中世に属するかれるためである。この点、詳細には、Weiss, R., Humanism in England during the Fifteenth Century(1st ed., 1941, 3rd ed. 1967)の扱いを参照されたる。なお、憲法史については、Chrimes, S.B., English Constitutional ideas in the Fifteenth Century(1936, 1965)の扱いを参照されたる。

I チューダー期の歴史家達

〔1〕かつてマイトランドは十七世紀前半をイギリスの法学者精神の英雄的時代と呼んだ。⁽¹⁾マイトランドは、このとき、歴史的断絶のないイギリス法によるわしい法史研究という観点から同時代のイギリス法史的諸業績を回顧し、その進展を讀えたのであった。⁽²⁾

マイトランドの讀辞の対象となつた諸業績が歴史著作ではなくて、その当時における法学著作であったとするかぎりにおいて、マイトランドの讀辞は、イギリス法学に関するかれのイメージを示してくれるし、反面、それはそれでイギリス法史学本質論的関心をよぶ。しかし、それにもかかわらず、マイトランドの讀辞は往時の法史研究の進展にたいして述べられたのであり、かれは、十七世紀前半にかれの考える真のイギリス法史研究への基礎が形成されたとみたのであつた。

このマイトランドの、いわば法史学史的回顧にたいし、今日における史学史研究は、本稿「序」にのべたようにしてマイトランドおよびかれ以後のイギリス法史家があげる諸業績による研究進展を、歴史研究一般の進展に組み入れて

理解すべきものとして考察せしめる。⁽³⁾このことは、つぎのようにして、きわめて重要である。すなわち、本稿これから示すように、十七世紀前半迄には、イギリスにおける歴史研究は、とくにチューダー期を通じて、法史研究と一般的にいうイギリス史研究とはわかつたかたかたという事情を含めて、いわば特殊的イギリス的発展を続けていたからである。すなわち、イギリスにおける近代的歴史研究の発展は、もともと、ヨーロッパ近代史学の発展をみたといわれる十六世紀ヨーロッパ・ルネサンス期あるいはヒューマニズムの一現象として説かれる歴史研究に触発されて発足したとみられている。この点を証する事例が外来の歴史家ヴァージル・Polydore Vergil の事例（後述）であったと考えられる。これにたいし、イギリスでは、ほぼ同じ頃、同じ事情のもとで、以後の伝統を形成することになる国民的歴史研究もなされるであろうし、これについては、リーランド・John Leland の事例（後述）があげられるであろう。そして、後者の傾向が直接、間接の後継者ならびにその時宜を得て、十七世紀には、特殊的イギリス的歴史研究が支配的であったわけである。そして、メイトランドのいう十七世紀前半の発展は、のちに、法史研究と目されようとも、もともとこの特殊的な発展を基盤としたイギリス史研究を背景とするものであり、ここに、メイトランドの讀辭の意味に若干の問題が生ずると考えられるわけである。

みきのことは、また、つぎのようにいえるであろう。すなわち、メイトランドの讀辭は、イギリス法史を真のイギリス法史として描き出すべきであるということを前提としており、このいわば方法論的前提には、連綿たる法の継続をみるべきイギリス法史のあるがままの姿を捕捉すべきことという主張、したがってそのようなイギリス法史觀が含まれている。この意味においては、イギリス法史の完成は、たとえば、法史史料確定の仕事についていえば、十七世

紀をまたなければならなかつたであろう。そして、ここに、かれの評価の要点がよみとれる。しかし、由来、歴史記述なるものは方法論的な部面の完備のみによつてなし得るわけではなく、そこに、みずからの過去にたいする意識、その考え方、すなわちいわば歴史意識あるいは歴史思想がなければならないであろう。これをメイトランドが回顧したイギリス法史研究についていえば、当時、方法論以前の段階において、イギリスの法的過去はどう考えられていたかがまず問題であつたということにほかならない。また、イギリス法史を包摂するイギリス史一般についても、より一層、同様のことがいえることはいうまでもない。そして、この意味では、イギリス法史研究について十七世紀前半を英雄的時代とすることの意味は、そう単純なものではないとすべきであろう。本稿これから示すように、十七世紀前半にはすでに、あまり学問的とはいえない、しかし、その効用は十分にあつた特殊的イギリス的歴史思想、より具体的には、その時代の固有のイギリス史観があつたからである。

ところで、みぎのイギリス史観は、本稿のちに示すように、その淵源をヨーロッパ中世の歴史記述にもつ、いわゆるブリティッシュ・ヒストリー British History という観念（以下「英國史」観と記述する）であり、これが、チャーダー・プロテスタンントのイギリス史観の骨組となり、十七世紀コモン・ロー法律家のイギリス法史観ともなつたのであつた。⁽⁴⁾ そうなつたとき、そのようなイギリス史研究は、その統治理論的、憲法理論的効用のみが際立つており、十七世紀憲法史における法と歴史への依拠なるものは、結局、同じものにたいする依拠でしかないということになるのであつた。⁽⁵⁾ このように考えられる場合、十七世紀前半のイギリス法学者精神の生み出したどの部分がメイトランドの讀書のいかなる意味での対象となるかという問題が重要性をもつて改めて提起されるであろう。

ともあれ、十七世紀前半のイギリス法史乃至はイギリス史はあげてその効用——政治的、社会的変動のうちでイギリス的な諸要因の維持に助力する——が重んじられ、その中に、歴史的ロマン・ローの維持が含まれていたのであつた。そして、重要なことは、これがの経過が、十六世紀チューダー期の歴史研究の発展過程に育まれていたことである。⁽⁶⁾このことが、われど示した今日の史学史が考察せしめる事柄であると考えられよう。

以上の考えのもとに、本稿では、あつあたりまずはじめに、チューダー期におけるイギリス歴史家達の幾人かについて、そのあげられるべき研究の概略を示すことにしたい。ただし、本稿では、歴史家の選択については、このような仕事について誰しもが挙げる者の他は、やれるだけ、類型的に選択するように心がけた。⁽⁷⁾

- (一) Maitland's Collected Papers, iii, 453; Holdsworth, Historians. (*supra*), p. 6.
- (二) Maitland, The Laws of the Anglo-Saxons (Coll. Pap., iii, 447—473) におけるアングロ・サクソン法研究評価を述べ。
- (三) ハウエアード「革命」Hill, C., Intellectual Origins of the English Revolution (1965), Chap. IV. エーヴィングルが、史学史年代記著作者と田舎者トマス・ペニーの著作 Fussner, F. S., The Historical Revolution, 1580-1640 (1962) における扱いを参照された。マギック法史に関する Maitland, English Law and the Renaissance (1901); Holdsworth, Hist. of Eng. Law, Vols. 4, 5. における扱いも同様の點をおおむね文脈として。筆者が強し示唆を得たのはエドワード Pocock, J. G. A., The Ancient Constitution and the Feudal Law. A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century (1967) が想ね。
- (四) ハウ「英國史」觀の成立に関する本稿を参考して Kendrick, T. D., British Antiquity (1949, 1970) を依りた。同書

ン・ロー法律家との関係については、Pocock 前掲を出発点とした。なお、次註参照。なお、「英國史」觀については、本稿二に改めて示すつもりである。

(45) 現在目前の問題について過去がだされねらるいとは、より一般的なことである。また、歴史に現在を判断する役割を与えることをまだない時代にもみられることがある。しかし、イギリス十七世紀憲法史においては、マーク (Sir Edward Coke) にその代表を見る議会派の歴史理論、あるいは、ジョーヘムス一世たる方にロイヤリストと呼ばれた一群の法学者の理論における、いわば歴史の効用は、十分に發揮せしめられた (Maitland *supra*), iii, 453; 5 Holdsworth, H. E. L., 403)。また、法曹教育においても、インズ・オブ・コートにおける講義では、所定の法乃至制定法の如何にありしかどうかなどが説かれていた。議会派の歴史理論およびショーメズ一世および、ロイヤリストの歴史理論については本稿に触れるつもりである。法曹教育の歴史志向については、十五世紀についてではあるが、Thorne, S. E. (Ed.), *Reading and Moots at the Inns of Court in the Fifteenth Century*, Vol. 1 (S. S. P. for 1952) などを、Prest, W. R., *The Inns of Court under Elizabeth I and the Early Stuarts 1590—1640* (Longman, 1972), Chap. VI が参考。ロー法律家の法学教育方法が、歴史研究やべき歴史研究あるいは法学者としての歴史研究であるとされる antiquarian であったりする。なお、當時の Antiquarian method やロー・ロー法律家との関係については、本稿にて触れるつもりである。

(6) ルイのイギリス・ルネサンスの発展は、ルネサンスの舞台がフランスに移り、学問活動におけるヒューマニズム乃至は、ナショナルリズム運動が盛んになった歴史事象として理解され、ルイの事象の中に、とくに、Guillaume Budé (1468—1540) Francois Hotman (1524—1590) 等にはじまるフランスにおける法史歴史研究、イギリスにてこうぜ Polydore Vergil (c. 1470—1555) John Leland (1506—1552) 等にはじまる歴史研究の発足以降が含まれる。これらの歴史研究は、中世における歴史研究と明確に区別され、そのナショナルリズムの点において区別される。

(7) 本稿筆者は、イギリス法學史、あるいは法史學史についてはともかく、イギリス史學史あるいは古事學史の専門家ではないので、この点いたたかるをおそれるものである。また原資料については、雑誌あるじは *Camden Society* 刊行物等に収

められた部分について知り得たにとどまる。近代版諸文献、たとえば Hearne, T., *Curious Discourses.* (1775) はこれを参照し得なかつた。しかし、じいぢばらやいわ挙示していないが、かの E. H. D. もしくは、われに類する資料以降の諸文献には、すぐれたものが多く、なかんずく Kendrick ならびに McKisack [ともに前掲] の示唆するところは多大であり、本稿以下の記述は基本的にはこれに由り、門外漢のせぬをふせぐにした。いずれ補充を試みたい。

〔1〕 ポリドール・ヴァーチル (Polydore Vergil) の事例

イギリス史研究における近代的歴史記述の始期を求める際に、本稿や前に示したヨーロッパ・ルネサンスあるいはヒューマニズムの傾向にある歴史著作家の活動の始期をもつてするならば、過去といふことについての観念、ならびに研究方法の二点において、画期的な仕事を残したといわれ、かつ、ラスマスの友人であり、イタリアはウルビノのルネサンスのうちに人となつたヴァーチル・Polydore Vergil (c. 1470—1555) のイギリス史 *Historiae Anglicae libi viginti sex* の刊行時 (Basle, 1534) をこれにあてるにふさがである。^{*} しかし、ヴァーチルの場合には、一五〇一年渡英以降イギリスと縁が深かゝたとはいえ、彼自身ウルビノに死すべき人であり、その著作はラテン語で書かれ、やらないに、当時イギリス起源史と信じられがちであった後述するイギリス中世伝説をもとにしたイギリス史觀にたいし、批判的であったために、非イギリス的として、チューダー期にあっては一般的には支持、歓迎されなかつたので (この点、本稿後述) 参照)、われわれは、他にこれを求めなければならない。そして、その時に、挙げられるのがつぎに述べるリーランド・John Leland (1506—1552) の歴史研究である。そこで、まず、以上の趣旨で、かれの歴史研究について重要とされるところを略述しておく。

* いの時代の歴史記述の近代化といふは、いわゆる「年表記」の世俗化によるものだ。この観点からば、むしろ、チャーダー期以降は、*Robert Fabyan* (d. 1513), *New Chronicles of England and France* (published posthumously, 1516). *Richard Arnold*, *London Chronicle* (1521). *John Rastell*, *The Pastyme of People* (1529) がおもねりやおもへ (*Kendrick*, *British Antiquity*, 39, 40; *Mckisack*, *Medieval History in the Tudor Age*, 95—98)。いふば、ムカシ、チャーダー期イギリス史記述におけるイギリス中世的歴史觀を含むと同時に、これに対する批判的傾向をともに有するものであった (いの時代より *Kendrick* の見解を参照やねた)。いわゆる対し、ヴァージルは、1501年にイングランドに渡来するやあねが、ハラバースの友であり、ルネサンス・モノロッペの教養世界の人であつた。終生、カトリック教徒として贈り、遅くからシヘンヌに歸るやうだが、イギリス史的著作は、ノリーエ世の求めに応じて書かれた *Anglica Historia* の他に、1511年 *Gildas* の翻訳 (トノムローブ刊行) がある。かれに關しては、いわゆる文獻が知る所によれ。Camden Society (Old Series), Vol. 29 (Ed. by Sir Henry Ellis, 1846); Hay, Denys (ed.), *The Anglica Historia of Polydore Vergil*, 1485—1537 (Camden Society (3rd Ser., L. XXIV); *Mckisack* (*supra*), pp. 98—104; Kendrick (*supra*), 79 ff.)。ムカシのイギリス史学への影響は、所謂のイギリス史学に限定せられた。したがへど、やがて政治的色彩を帯びてゆくイギリス史、イギリス法史への影響は、そのルネサンス的教養のそれともむしろやうない。むしろ、高度な歴史方法論への影響が問題である (Mckisack の見解)。なお、そのカトニカムニのことは、R. Koebner, "The Imperial Crown of this Realm; Henry VIII, Constantine The Great, and Polydore Vergil; BIHR, 26 (1953) を参照やねた。ムカシの素材を用ひ、ムカシ、プロテスタンスの視點で、倫理的歴史觀を展開して、イギリス年代記著作に一時期を画するムカシだ (Edward Hall (d. 1547)) が、チャーダー期の歴史記述の本質、イギリスの歴史の劇的脚色という觀点からおこし注目されね。かれにもういふ、歴史は、時と、むしろ倫理的にとりあげられる偉人伝の色彩を帶び、いの点で同時代史的やうだ。まだ、かくいふ、かれの歴史は、その劇的な展開により、ムカシの史劇から移行やゆみのムカシが現れるやうだ。以上にていふ *Mckisack* (*supra*), pp. 105—111を参照やねた。かれの系譜はまだ、Grafton, Hollinshead を通じてその後の年代記著作に継承されたやうね。文献：

5 E. H. D., 98—99; Hall, *The Union of the two Noble and Illustre Families of Lancastre and York* (1548, by Richard Grafton 1550, by Richard Jugge); Sir Henry Ellis (Ed.), *Hall's Chronicle* (1809); Charles Whibley (Ed.), *The Triumphant reigne of kyng Henry the VIII*, 1909. チャーチルおよびホールは、それぞれ、一方ばら一口ハペ・ルネサンス的イギリス史の型を代表し、他方ば、イギリス・ルネサンス的イギリス史の一類型のはじまりを示すものであった。以上の点につけ、なお、本稿 [III] (1) および同所脚註参照。

(二) リーランド (John Leland) の事例

(1) われにのぐたよらじし、ヴァージルのつみとあげられるぐれ歴史家はリーランドであった。かれはチャーダー朝における最大の古事研究家(Antiquarian)であるとともに、同じく最大の歴史家であった。実際、チャーダー朝歴史家において、かれの直接もしくは間接の影響の外にいたものはいなかつたとわれらえるであらう。

リーランドの生涯については、概略としてではあるがすでに充分に説明されてゐる。⁽¹⁾かれの生涯と歴史研究との関係で注目すべき事柄はつぎのとくである。おずかれば少年時代、当時新設のセント・ポールズ・スクールにおいて、サー・トマス・モアの友人であり、著名な古典学者であったライリー・William Lyly (High Master of St. Paul's School, 1512—22) の指導を幾多の俊秀から受け、その後、ケムブリッジ (クライスト・カレッジB・A・1511—11)、オックスフォード (1511回正隆11・11年在学) を経て、おそらくは1511九年頃迄、パリ大学に学び、その折に、セント・マリーズとして知られたビュドー・Guillaume Budé(1467—1540) との交流があつたと伝えられてゐる。当時、ビュドーは、フランソワ一世のムードル・ド・リーリューの学術集団 (Lecteurs royaux. 今日のルノーヴル・ム・ド・フランスの基礎となつた) を形成してゐたり、リーランドは、ビュドーとの交流におよべ、ラテン詩文あるいは古事研究

(2)

1511

年

1511

</

antiquary・歴史研究に大いに得るところがあつたといわれている。このことに関連して、ビュデが歴史の批判的、包括的研究をローマ法史について行なつていたことが注目されよう。リーランドもまた同じ傾向を身につけたと考えられている。⁽⁴⁾

(2) ついでに、時あたかもヘンリー八世の修道院解散のことがあり、これに関連して、リーランドの宿命的といえる仕事がなされる。すなむち、ヘンリー八世は、一五三〇年代前半において、チャーチ・オブ・イングランド憲法史上のいわゆる国王至上権(Royal Supremacy)を獲得した(26 Hen. VIII, c. 1, (The Act of Supremacy))のも、三五年七月全国修道院の巡察、三六年二月宗教改革議会による小修道院解散決議(27 Hen. VIII, c. 28)、三九年大修道院解散令(38 Hen. VIII, c. 13)等を経て、四〇年三月までには、全修道院を解散せしめるとともに、修道院財産を自己の手に握る拳に出たわけであるが、⁽⁵⁾ 一五四〇年にウェストミンスター、ハムpton・ポート、グリーンウッドの三ヶ所に古文書収集のための王立図書館を設置した。⁽⁶⁾

そして、その間、一五三三年、リーランドに対し、各僧院、学寮図書館所蔵の古文書を調査すべしことを命じたとされ、リーランドは以後約十二年間、イングランドおよびウェールズを廻り、各地の僧院学寮所蔵の古文書を調査した。⁽⁷⁾

(3) リーランドは、みその調査の成果を、実質は地誌ならびに文献史ともいべき部分を含むひとつの体系——かれ自身はかれにいたるまで考えられもしなかつた一種のイギリス地誌学・British Topographyともいべき歴史著作・*De Antiquitate Britannica or Civitis Historia*を考えていたといわれる——をもとめようと努力するわけであ

る。しかし、不幸にして、これに関する生前に刊行された著作は New Year's Gift(to Henry VIII), 1546 シュルベイ
ト。⁽⁸⁾そして、残された草稿は、かれの仕事が、つまる各部分よりなることを伝えてくる。すなわち「*— Comme
ntarii de Scriptoribus Britannicis.*」⁽⁹⁾「*De Descriptio. Angliae.*」「*De Antiquitate Britannica or Civilis
Historia.*」⁽¹⁰⁾「*De Nobilitate.*」がこれであり、実際、このそれぞれ一連の仕事がかれの狙いとしたところであった。

かれの仕事がどれほどの規模をもつていたかといふとについては、その古文書調査行の期間の長さ、地域的広範囲からこれを推測しうるが、そのむことむ重要な、イギリスにおける歴史家、著述家に関する伝記的著作・*Commentarii.* (Lives and Works of the British Writers) の規模からも、これを知ることができるであろう。すなわち、この著作は一五四五になお稿訂を加えられているが、各地の図書館の実地調査を基礎とし、学者、著述家、詩人、学問保護者らの小伝ならびに著作リストを年代記的に配列し、人数にして、一五〇〇年頃に死亡した者にいたる約六〇〇名の登載がみられた。もつとも、そのうち、約四七〇名がノルマン征服後の人々であり、約一〇〇名がサクソン時代人またはブリトン人であった。そのほか、いわゆるブリティッシュ・ヒストリに扱われる時代およびそれ以降の伝説的人物も収められていた(ついに、イギリス古代すなわち The Druids, The Bards を称される時期についても書かれていた)。⁽¹⁰⁾

(4) リーランドの草稿、とくにみあとに触れた *Commentarii.* はペイヘ・John Bale(1495—1563)(後掲)による手写本のまま、大いに利用され、一七〇九年に公刊されるにいたる(ed. Anthony Hall, Oxford, 1709)°

リーランドの評価は、これまでのところ、研究調査範囲の広さと直接資料にもとより批判的精神とにおいて、イギリスにおけるルネサンスを代表する人物であり、当代に比類なき古事研究家・Antiquarian であつたとするに集

約されるであろう。かれは、この点において、のちの偉大なる歴史家・古事研究家カムデン・William Camden (1551—1623) の先駆者として認められてゐる。⁽¹¹⁾

しかし、ヴァーチルの場合と異なり、かれは、後述するように、イギリス史に関するチャーダー的ナショナリストであり、イギリス史記述におけるイギリス固有の中世的歴史記述の伝統を維持していたと評価されるであろう。⁽¹²⁾ そして、かかる評価は、中世イギリス史記述における特異な中世的歴史記述の伝統を維持していたと評価されるであろう。そして、かかる評価は、中世イギリス史記述における特異な中世的歴史記述の伝統を維持していたと評価されるであろう。そこで、かかる評価は、中世イギリス史記述における特異な中世的歴史記述の伝統を維持していたと評価されるであろう。そこで、かかる評価は、中世イギリス史記述における特異な中世的歴史記述の伝統を維持していたと評価されるであろう。

本稿後述¹参照)。また、カムデンにいたるまでも、かれ以降のイギリスの古事学的研究、地誌学的歴史研究が、ほとんどすくなく、史料的にも、方法論的にも、かれを出発点とし、かつかれに依り、もしくは、かれの構想の一部を実現していくというかたちをとっている点において、その圧倒的影響力が評価されるであろう。

その時代の要請に正面から応じたかれの歴史研究の構想、その調査行の壮大さとかれ自身による成果のかならずしもあがらなかつたとの故か、かれは、一五四七年には狂氣の世界に入り、一五五二年、ぼう大な草稿資料を残して死んだ。

(1) Kendrick (*supra*), p. 45 *et s.*; McKisack (*supra*), p. 1 *et s.*

(2) Kendrick, p. 45; McKisack, p. 1.

(3) ミュデについては、故渡辺一夫氏のすぐれた紹介があつた。同氏著作集(築摩書房・一九七一年)第四巻二〇三頁以下に収められた「ある古典学者の話——ギヨーム・ビュデの場合——」と題する労作がこれである。また、同著作集第三巻九九頁

以下、同・一五四頁以下には、フランス・ヒュマニズムの流れにおけるビュデの法史研究の性格を明らかにした部分が収められている。筆者は、渡辺氏が長い間にわたるフランス・ルネサンス研究、ラブレーの訳業の過程に、このような法学史にも及んだ」とについて、ほかならぬ氏にルネサンス教養人の学問のあり方をみる思いである。チューダー期をイギリス・ルネサンス期とみるならば、その時期を中心とする法の発展、法思想について、同様の試みがなされるべきかはこうでもないであろう。イギリス法史学にあっては、メートランドが、*The Rede Lecture for 1901; English Law and the Renaissance*において、全体の研究プランを示したところである。しかし、これは、十九世紀末迄のヨーロッパ的視野におけるイギリス法史学史を代表するものである。なお、この系統に属するビュデに関する最近の研究例としては、Franklin, J. H., Jean Bodin and the Sixteenth Revolution in the Methodology of Law and History(1961, 1963), Chap. II; Kelley, Donald R., Foundations of Modern Historical Scholarship: Language, Law, and History in the French Renaissance (*supra*) がある。又、後者の第三章がビュデにあたるが、そのほか、各所での言及は示唆的である。

(4) ビュデのローマ法史研究は、ローマ法史の再構成ともふくらむ方向において評価されるに至り、そのフランス法史との関連にも注意が払われたと考えられる。このような研究が、古典研究と並行、もしくは合体するところだが、ヒュマニストとしてのビュデの方向であり、この方向はフィロロギア・(*philologia*) という言葉で表現される。これは、リーランドがローマニストであったかどうかという点は、もしさたり問題にする必要はないと思われるが、かれにあつては、ラテン詩といわゆるイギリス・古事研究とが結びついているし、かれは、のちに示すように、史的ナショナリストでもあった。

(5) 修道院解散の概略については、もしさたり、植村雅彦「イギリス国教の定着」(岩波講座・世界歴史14三一四頁以下所収) 四一四頁以下参照。その解散および後に僧院蔵書館にたいし、また、僧院の学問活動に及ぼした影響について、概括的に 4 Holdsworth, H. E. L., p. 42 et seq. を参照されたい。

(6) Kendrick (*supra*), pp. 46—47.

(7) ラーランダのやうな任務をハリー八世によって与えられたとするいふことは、かれ自身による証拠(Laborio-

use Journey, the New Year's Gift of 1546)があたるが、Kendrick, p. 47)、「ハーリー八世自身が僧院書籍に意をもたらすためのもの」(Kendrick, p. 47)。消極的な推測がなされるべきである(Mckisack (*supra*), pp. 3—4 を参照されたい)。しかし、リーハムが長年においたりと眞体がいの間の事情を推測せしめらぬであら。

リーハムの生涯と調査について、Smith, L. T. (ed.), *The itinerary of John Leland in or about 1535—1543. 5 vols.*, 1907—10 をある。

(8) ものの成果がかなはずしも徹底したのではなく、また、たとえば、ガーランド(前出)が信じたように、當時において容易になしがたい性質の仕事であつたりーハムの壯舉は、実際には、グイル(後出)以降による補充を俟たなければならなかつた。Kendrick, p. 48 : Mekisack, p. 5.

(9) Bade, Gildas とくに及ぼーコーハムの中世史関係読書範囲について、Mekisack, pp. 8—10 を参照されたい。

(10) たゞ、この問題については、Kendrick, p. 56 を参照された。この種の業績に関する先駆的事例として St. Jerome's *De Viris Illustribus* があり、これが、リーハムよりはるか以前(11世紀より前といわれる)にかかれた。たゞ、當時におけるその種の仕事への要請については、Kendrick, pp. 56—57 を参照されたい。

(11) リーの点については、Kendrick, pp. 45, 57 : Mekisack, p. 11 を参照されたい。

(12) Kendrick, p. 55 et s. ガトーハム(前出)のルネサンス的批判的中世イギリス史にたいする反論について、リーハムは、*Assertio inclytissimi Arturii Regis*(1544) を引用した。リードの著述について、本稿後述に参照。

Ⅲ ジャベ(John Bale) の事例

ジャベ(1495—1554)⁽¹⁾ の生涯について、比較的豊富な伝記的資料により比較的よく知られてゐる。カルメル修道院派に属したかれの生涯は際立つて宗教的イギリス・プロテスタンクト的である。そのため、かれの生涯は宗教改革期特有の災難の生涯であった。⁽²⁾ しかし、本稿に關するが故に、1530年以後リーハム

に知られ、クロムウェルの没落後、スイス、オランダ、ドイツを転々としながら、イギリス中世史に関するなしつげた業蹟は、リーランドの *Commentarii*（前記）と併行し、リーランド自身をもそのリストに含めている、かれの *Illustrum Maioris Britannia Scriptorum Summarium*（1548, Wesel）と、その実質的第二版たるおよび、今世紀まで手写本のまま残された *Index Britanniae Scriptorum*（Eds. Poole and Bateson, 1902）によつて際立つてゐる。⁽³⁾

みぎのかれの最初の著書は、いわば、かれ自身のイギリス的信仰に関する護教的動機から、一五三三年以降になされた資料蒐集にもとづいたものであるが、みずから、リーランドの仕事の完成を俟つものであつたとされる。⁽⁴⁾ そして、第二の著書は、その拡大版であり、第三の著書も同質ではあるが、護教的教皇史を含めていた（しかし、かれは、ハリエテ・プロテスタンント的、反ローマ的であつた）。そして、最後の仕事こそがかれ自身の資料にもとづく点でユニークな重要性が認められてゐる仕事であつた。⁽⁶⁾

かれの五世紀（第一、第三の著書の場合）乃至は九世紀（第二の著書の場合）に亘る年代記風の仕事については、その素材、特に、第二の著書の素材をあまりにも安易にリーランドに依つてゐる点に関連して、かれに対してもかなり苛酷な批判のあるところであった。⁽⁷⁾ しかし、のちには、リーランドとペイルとの密接な関係、リーランドのペイルの仕事への勧奨、ペイル自身のリーランドにたいする深い傾倒、リーランド自身がみずからの仕事を中絶せしめるを得ず、ほかならぬペイルによりリーランドの仕事が世に出た経過から、ペイルはリーランドの共働者とみられるにいたり、また、両者の仕事は共同の仕事とみなされるにいたり、かつこれが十六世紀における中世史研究の基礎を築いたとの好意的評価もなされるにいたつた。⁽⁸⁾

「イルの中世イギリス史観ともいふべき中世イギリス史の解釈は、リーランドと同様、中世的であるとともに、旧約聖書における創世紀伝説と結びついて、ヨークであると考えられてゐる。」の点は、かれの独自のプロテスタント的偏見の指摘とともに、留意すべき点である（この点、本稿 II 参照）⁽⁹⁾。

なお、イルは史料蒐集家として著名なペーカー（Matthew Parker）（後掲）とも知人関係にあり、かれ自身も偉大な蒐集家であったことが知られている。この時代のイギリス史研究と史料蒐集家の輩出との間には、今までもなく、近代的歴史研究の方法の流布に関する意味で、重要な交流の問題があるし、本稿の考え方から、この問題には注意を払わなければならないが、以下では、その要点についてのちに触れる所とする。

(1) McKisack (*supra*), p. 11. なお、ペーパー H. Christmas (Ed.), John Bale. Select Works (Parker Society 1, 1849. Cambridge). が、通常 Catalogue of British Writers と呼ぶておられるが、本稿本文所擧の *Illustrum Maioris Britannia Scriptorum Summarium*—通常 Catalogue of British Writers と呼ぶておられるが、おおむね、かねて The Vocacyon of John Bale to the bishoprick of Ossorie in Irelande (1553) である。最近の研究によれば、McKisack, p. 12. fn. 1 所擧を参照された。

(2) ペーパーが十歳の折にカルメル教団に接したがれば、長じてケムブリッジに学び、イングランドにおける同教団の歴史を探究して、いたと想ふ。その後、おやむく、1511年—1517年、ペニン半島の仕事はだれられた（成績、Bale's Collectiones Gallicae—*De Religione Cannelitana et Scriptoribus ejusdem* < B. M., MS. Harl. 1819 >。1533年頃、ローマ教会を離れ、1534年異端の故められ教選され、ヨーハン・ヌーベル・クロムウェルと救い出された。クロムウェルの没落後、ヨーロッパ・プロテスタント地域を転々とした。そして、イギリスにおける僧院主義にたいする攻撃を行つた（成績、The Actes of Englysh votaries, 1546, Wesel）。その後エドワード六世即位（1547年）

四七年）とともに帰国、一五五二年アイルランドの司教職を得、アイルランド教会のプロテスタンティ化に力を注いだ。ハーヴィード六世死去（一五五三年）とともにその地位を失ない、亡命途中に海賊により奴隸に売られる等、苦難の道を歩み、オランダ、ドイツ、イスラムを転々とし、ヘリザベス即位（一五五八年）のち帰国し、カンタベリーの聖職禄を得、そこでおそらく貧窮のうちに死去した。なお、最後の帰国の折に、パーカー（Matthew Parker、後出）と知り至る。以上、Mckisack, pp. 13—14 参照。

- (3) Mckisack, p. 15.
- (4) ハーヴィード、Mckisack, p. 14.
- (5) Mckisack, p. 14.
- (6) Mckisack, p. 15.
- (7) ハーヴィード、ヨーロッパへの依拠の著るしかつて、剽窃者の活名やらあらわしがある。Mckisack, p. 15 における評論を参照された。
- (8) ハーヴィード、Mckisack, pp. 15—16 における諸評価を参照された。
- (9) ハーヴィード、Kendrick (*supra*), pp. 69—70 を参照された。なお、ペイエルは、ハーヴィード、リーランドとともに、大陸ユーラシア、イタリア的ルネサンス学者（Polydore Vergil）の系譜から遠くくだたつており、チューダー朝的イギリス史観の系譜を形成している。
- (10) 薦集家としてのペイエル、なんばにペイエルの荐集の帰属について、Mckisack, p. 17 et seq. を参照された。

(四) ペーカー（Matthew Parker）の事例

ペーカー（1504—1575）は一五五九年から一五七五年死去の年まで初代のカンタベリー大主教としてイングランド教会を支配した人物であった。⁽¹⁾しかし、ハーヴィードは、リーランドやペイエルが命ぜられ、あるいは志して十分に果し

得なかつた解散以前の僧院に所蔵された手写本、歴史史料類の保存の仕事のためには、きわめて有利なことであつた。⁽²⁾ すなわち、たとえば、かれについては、一五六八年、枢密院が、私人間に流布、散逸した旧僧院所蔵書籍に関連した令書をもつて、その所在調査を大主教に授權し、古記録、古文書蒐集者にたいし、大主教（すなわちパークー自身）にこれらを閲覧せしむべき旨を勧告したという自らによる形跡すら残されている。⁽³⁾ このことは、エリザベス一世の時代における僧院解散後の僧院所蔵古記録、古文書散逸状態がリーランドやペイルがこれを嘆じつあつた事態とあまりかわらなかつたであろうということ、ならびに、一五五六年ディ（John Dee）によってマリー女王にたいしてなされた解散僧院所蔵手写本に関する全問題の調査のための王立委員会設置請願がその成果を得ることができなかつたこと⁽⁴⁾と対比し、大主教パークーの優利さを示すものであつた。もとも、一五五六年といえば、パークーすら、なお、そのプロスタンティズムの故に、学究の生活を送つており、一世代前に、リーランドとペイルによつて啣たれた悲嘆を繰り返しているにすぎない。⁽⁵⁾ この状況からみれば、パークーによつて始められる調査、蒐集事業はひとつの宗教改革史的発展を背景としたものであつたといえるであろう。

パークーの蒐集にはその方法を含めて、ひとつ特色があつた。その特色というのは、イギリス宗教改革に関するエリザベス一世の諸決定を正当化するような方法をもつてイングランド教会史を描き出そうという意図がその蒐集を方向づけていた、とのちにいわれることになる特色である。すなわち、かれの蒐集は、イングランド教会にたいするローマ教皇側の攻勢が盛んになる前の時期に力点がおかれ、ローマ教皇制にたいし批判的な著作者（具体的には、十二世紀における Matthew Paris の如き）が撰ばれていた。要するに、たとえば、チャーチー朝において十一世紀、十二世

紀における中世イギリス史書としてもてはやされることになる著書の蒐集が際立っていたのである。⁽⁷⁾しかし、やせに述べたようななかたちでの蒐集、すなわち当時としては理想的な蒐集体制、ならびに、かれ自身の財力の裏付けによる蒐集は驚嘆すべき成果を得た。⁽⁸⁾

みぎの蒐集方法と関連すると考えられるが、歴史家としてのパークーには、由来、ひとつ批判があつた。その批判はこうである。すなわち、かれは、蒐集した古文書なり手写本を“改善する (improvement)”のが常であつたとする。かれは、手写本中の文言が欠けていたり、意味が通らなかつたりした場合、かれなりに補完(あるいは附加)を試みたとされる。そして、その程度は、書き加えの段階から、実に逸失フォリオの附加までに至つていた。この点、今日の歴史家の全く評価せざるところである。そして、もしこれをパークーに同情的にみるとするならば、パークーのこののような方法は、ほかならぬ本稿で問題とする当時の時代精神をかたちづくっている歴史感覚がこれを許したといつたことが述べられるであろう。⁽⁹⁾しかし、本稿は、よしこの点が認められるにせよ、かれの歴史感覚と、たとえばピュデのローマ法史あるいは貨幣研究に導びいたフランス・ルネサンス・ヒュマニストの歴史感覚⁽¹⁰⁾との間には、相当のひらきを見ることができるとするものである。しかも、そのひらきというのは、実は、イギリス宗教改革的歴史感覚と、ピュデの歴史感覚との間の差であると考えられるわけであるが、このひらきは、同じ宗教改革の波にもまれつづけたフランス・ナショナリストともいいうべきオトマン(François Hotman, 1524—1590)の歴史感覚とのひらきでもあつたといえるであろう。⁽¹¹⁾この意味で、パークーは、良きつけ悪しきにつけ、チューダー朝歴史研究者のひとつのタイプであつたといえよう。

「ベーカーの業績はその頃からある。たゞ、其の後長の編著による *Flores Historiarum*(1st ed. 1567. 2nd ed., 1570) Matthew Paris's Greater History (*Chronica Majora*)(1571) Thomas Walshingham's *Historia Anglorum Rerum Neustriæ*(1574) Ascer, *De Rebus Gestis Alfredi*(1574) など、其著による *De Antiquitate Britannicæ Ecclesiae & Privilegiis Ecclesiae Cantuariensis, cum Archiepiscopis eiusdem* 70(1572) がある。¹⁾ たゞ、ベーカーは 1571 年発足した ⁽²⁾ オックスフォード・ソサエティ・オブ・アンティークarians の創設者として知られるが、⁽³⁾ その歴史について本稿のやうに説明した。他の、二つともハ・ロー法廷の色彩が重張りである。

- (1) イギリス法史にあつては、ベーカーは、1571 年 The Antiquarian Society を創設し、云後のイギリス法史史料研究を力んでいた人物であると言ふべきである (Ex. Holdsworth, *The Historians of Anglo-American Law*, p. 30, fn. 2)。本稿は、その団体の歴史研究史上の意義として、本稿のやうな説明や解説である。かねの生涯について M. D. N. B., Matthew Parker : Mckisack (*supra*), p. 26 et seq.; Parker Matthew, Correspondence, eds. J. Bruce and T. T. Perowne (Parker Society, xxxii), Cambridge, 1853. がある。
- (2) ハ・ロー Mckisack, p. 27 を参照された。
- (3) Mckisack, p. 27.
- (4) John Dee (1527—1608) は、エリザベス女王にたらした請願の成果は結実しなかつた。かれは、同時代の同好の人々と同様に個人的な努力によつて、多くの書籍を集めた。かれによつては、Mckisack, 69 et seq. を参照された。
- (5) Mckisack, p. 27 参照。
- (6) ベーカーは、その社会的地位からして、蒐集補助者に人を得ており、本稿に登場した人々と異なり、組織的に蒐集活動をなし得、その補助者の中にも John Joscelyn, John Twyne, Alexander Neville のかぶれた研究者がいた。

とくに John Joscelyn はそのアングロ・サクソンの研究において、むしろラムベースムアなど、イギリス法史研究上、高く評価すべき存在であつた。以上の点などペーカーの協力者については、Mckisack, pp. 28 et s.; 45—48 等を参照。

(7) この点については、Mckisack, pp. 33—34, 39 を参照されたい。

(8) ケムブリッジ大学に分散所蔵される。その全体については、Mckisack, pp. 32—33, 34. 之概略が示されている。

(9) ここに示されたペーカー批判ならびに弁護論の概略については、もくじ Mckisack, pp. 34, 36, 39 が示されている諸見解を参照されたい。

(10) これについては、渡辺一夫前掲(本稿七九頁参照)、ならびに Kelley, D.R., Foundations of Modern Historical Scholarship, p. 54 et s. に詳細である。

(11) オトマノの *Antitriboriana* (1567) *Franco-Gallia seu Tractatus isagogicus de regime regum Galliae* (1573) における歴史主義についでは、マイケル・ハーディングの反ロマニズムが非学問性をもたらすところの意味や、ゲルマニア主義の評価が高い。これにたいし、ペーカーにみられる本文に示した傾向は、異質といふよりも、あまりにも主觀的である。しかし対比していっては、本稿、ひたたび触れるのである。なお、以上の点については全般的には、Pocock, The Ancient Constitution and the Feudal Law (1957), Chap. I; Kelley (*supra*), pp. 106—112 がおけるアプローチを参照。なおオットマノは、最近、大山正武「王国の基本法の形式過程」「書籍・フランソワ・オトマノ「フランス人のガリア」(もくじ千葉商大論叢・19所収)が出た。

(12) 古学会の創設の年代については、これまで一五七一年がされていた。また創設者については John Parker (d. 1592) を挙げる説もある。一五七一年説は、間接証拠によるものである。最近の説明には一五八六年説がある。Kendrick, p. 114; Mckisack, p. 155 参照。なお、本稿前註(1)をも参照。

(4) ラムバード (William Lambarde) の事例

ラムバード (一五三六—一六〇一) は、イギリス法史論においては、そのアングロ・サクソン法史研究ならびに司法史研究において高く評価されており、なかんずく、アングロ・サクソン法史をコモン・ロー史ならびにコモン・ロー教育に組み込ましめたという意味で評価されるであろう。また、この点において、かれは十七世紀憲法論争に重要な役割を果たすことになる。⁽¹⁾

十六世紀歴史研究一般に関しては、当時の歴史研究の主流を形成していたとみられるリーランド的地誌学的研究の構想下にあって、地方史の研究の最初の事例を成就したという意味で、より一層の評価を得るであろう。すなわち、具体的には、かれは、かれのケント地方史・*Perambulation of Kent*(1576) はこの国の最初の地方史といわれる栄誉を与えられた。⁽²⁾

かれのケント地方史は、また、アングロサクソン法に強い関心をもつた法律家の作品であることによって際立っている。⁽³⁾

かれの歴史研究はつぎのようすすめられたと考えられている。すなわち、まず、かれは、アングロ・サクソン法研究成果として、いわゆるアングロ・サクソン律のラテン語訳 *Archaionomia* の刊行(一五六八年)⁽⁴⁾のや、古代イギリスにおける法律用語、古代地名等を収録した一種の地誌学的歴史辞典 (*Dictionarium Angliae Topographicum et Historicum* (1 st published, 1730)) を作成した。つれの仕事が前述のケント地方史であった。

一五七九年八月、かれは治安判事に就任するが、ケント地方史以降に転じた公的記録調査は、この官職ならびに中

央司法機構に関してゐたかわ、*Eirenarcha* (1581) *Archeion* (published by Lambarde's grandson, Thomas Lambarde, in 1635) || 管の結実をみた。⁽⁵⁾ また、かれは、ガヴォルカインード保有態称に関する覚え書も、あるいは、*Dialogus de Scaccario* の転写（一五七一）⁽⁶⁾にも手を染めていた。

ラムバードの公的記録調査研究に有利とみられた点は、かれが高位の職業法律家であつたこと（1592—Master in Chancery）、晩年には記録保存官職にあつたこと（1597—The keeper of the Rolls in the House of the Rolls in Chancery Lane, 1601—The Keeper of the Record in The Tower）⁽⁷⁾の推測かねよ。かれは、その晩年、一六〇一年になつて、ロンドン塔に所蔵されてゐる公的記録の最初のリストとして *Pandecta of her rolls, bundells, membrances, and parcells, that be reported in her Majesties Tower at London を作成し、これをヨリザベス一世に奉呈して*⁽⁸⁾いる。

ラムバードが法律家であつたことは、他にも利点が指摘されよう。リンカーンズ・インに所属していたかれの読書の範囲は、ブラクトン、リットルトンはいうまでもなく、およそ当時の指導的知識階層の親しんだ中世年代記、中世史書に及んだと考えられ、これらが、かれの活動の基礎となつたと考えられている点がこれである。⁽⁹⁾

ラムバードの史料蒐集については、ペーカーのそれにたいすると同様の不満が示されている（この点、本稿八六頁参照）。しかし、強力なプロテスタンントの精神をもつていたかれの歴史研究は、のちに、チャートニズムあるいはゲルマニズム史觀に発展するイギリスおよびアメリカ法史研究におけるアングロ・サクソニズム、ならびに、その方法においてイギリス法史を当時の一般的歴史研究から際立しめている点において、評価されるであろう。

(1) かれの生涯、タルボート、評論^{リトバ}の著者。D. N. B., Holdsworth, H. E. L., 117—118; Holdsworth, Historians., 32—33; W. Dunkel, William Lambarde, Elizabethan jurist 1536—1601 (1965); Kendrick, British Antiquity, 139—140; McKisack, Medieval History in the Tudor Age, 79—82; 133—137.

(2) やのせんじが一五七〇年に書かれたと考えられたマーブルズのケント地方史は、イギリスにおける地方史の最初のものである。ラムベームの考え方は、リーランズ的地誌学と個人ではない得ず、各地方にそれぞれの歴史家が存在すべきであるとする考え方であった。かれは、みやからぬ故郷ケントの歴史家として本書を刊行したのみ、このよくな考へのゆえ記録類の研究に自らを限定したくわねじる(ケハニコック・前掲・1119頁、マキサック・前掲・11111—11112・1115頁参照)。

(3) かれの場合は、サクスノ以前、なかんづく、マサーベルがたるロード・ガブリエル^{ガブリエラ}、無闇心^{アーダ}だらけ^{アーダ}、カムデン(William Camden (1551—1623), *Britannia*, 1586) が評論^{リトバ}の著者。ラムベームは、この部分にマーブルズの著者。Kendrick, pp. 139—140; McKisack, p. 135 参照。

(4) *Archaionomia sive de priscis Anglorum legibus libri* (1568, 1644) 本書にだらけ F. Liebermann の評論^{リトバ} Holdsworth, Historians, p. 33 参照。

(5) ハドソンのマギリス法史的評論^{リトバ} Holdsworth, Historians, p. 38 参照。たゞ、William Lambarde's *Archæon* : Or A Discourse upon the High Courts of Justice in England(Ed. by C. H. McIlwain and P. L. Ward. Cambridge, Mass., 1957)があつ。

(6) 一七九年春 Richard (The The Treasurer, Bishop of London) が出版されたくわね Winfield, Chief sources., p. 116. 本書の英語版^{リトバ}最近、*Dialogus de Scaccario*, ed. and transl. by C. Johnson(London, 1950) あつた。たゞ、E. H. D., ii を参照^{リトバ}。

(7) McKisack, pp. 79—80 参照。

(8) 時にラムバード六四歳、エリザベス六七歳であった。ラムバードは、エリザベスの死により、みやから、記録類、その意義、関連法律問題を説明し、その真しさにたゞし、文字通り、業与ある最後の言葉 “Farewell good and honest Lambard!” で勞をねぎらわれた。Mckisack, pp. 81—82 に、その間の問答の一節が転写されている。この時代のこの種の仕事の重要性を示す事例である。

(9) ハンナ・Mckisack, pp. 135—6 参照。

(10) Mckisack, p. 80 参照。

(11) アガード(Arthur Agarde)の事例

アガード(一五四〇—一六一五)は、今日のストウやラムバードほど記憶にとどめられてはいないが、公的記録研究者または保存者として不動の地位を保ち得ると考えられてくる。⁽¹⁾かれもまた法律家であったが、同時代人によつても、公的記録に直接に接し、かつ、諸々の起源を探求する情熱をもつた眞の古事研究家、歴史家であったといわれている。⁽²⁾

かれには二〇部のノート・ブックのほかに手写本ならびに、一五九九年十一月以前に書かれたとみられるドームズデイ・ブックに関する一書・*Discursus de Rebus Antiquis*(Society of Antiquaries)〔本稿「ペーカーの事例」ならびに後述[参照]〕におけるかなりの数の講義(Adresses)論稿があつ、約ひと百〇歳をやめてからの仕事 *Abbreviatio Placitorum in Banco Regis*(for the reign of Edward I) 一二七〇歳をやめてからの *The Antient kalendars and Inventories of the Treasury of His Majesty's Exchequer*(1610)⁽³⁾がある。

アガードの研究は、ルームズデイ・ブック研究、起源史・古事学的研究、ならびに、公的記録研究の三つの方向に

向ひられていたといえるであらう。しかし、それに集約すれば、かれのドームズデイ・ブック研究ならびに古事学的研究は、大別して、ほかならぬイギリス的なものの起源史的、古事学的研究と公的記録の史料的整備研究の二方向にわけられるであらう。そして、前者にあっては、ドームズデイ・ブックにおけるイギリス的用語の起源を、当時の固有イギリス中世史観（チャーダー的「英國史」観）を確立する方向において確定する事が試みられ⁽⁵⁾、後者にあっては、晩年の二著作により、史料たる公的記録の体系的整理の道を開くものであつた。

アカードにたいする評価は、しかし、その愛国的歴史観の故をもつて同時代の歴史研究一般に加えられる批判以外には、十六世紀末における歴史史料整備上の危機にあって、じめの世紀に隆盛となる整備事業の方法論的な道を開いたといふべきであるであらう。⁽⁶⁾

- (1) D. N. B., Agarde ; Mckisack, p. 85 参照。ウェンヒャルニアセカヌス、*Placitorum abbreviatio*. Richard I-Edward II. Record Commission. 1811. 稽考者の一人として示された(Chief Sources., p. 134).
- (2) Mckisack, pp. 85—86.
- (3) Addresses to the Society of Antiquaries ルスト、イギリスがおも。On “The Etymology, Antiquity, and Privileges of Castles” (1598); “The Dimensions of the Land of England” (1599); “The Antiquity of Epitaphs” (1600) 及上個別、専門書。On “The Etymology, Dignity, and Antiquity of Dukes in England”; “The Antiquity of Shires” (1591); The Authority, Office, and Privilege of Heralds” (1601). 及上、イギリスの地、The Diversity of Names of this Island たゞ謹稿があつ。Mckisack, p. 89 et seq. 参照。
- (4) 最後の二冊は「カントン」レザック・ボローの著、The Antient kalendars. 1811 年、Palgrave, Sir チューダー期イギリス法史学史覚え書（佐々木）

F. により編刊された。

(5) マキザックは、一五九九年十一月の尚古学会講演につき、かれに、エリザベス期古事研究の特徴たる注意深い記録調査と記録による指針を得なかつた場合の中世イギリス史伝説の無批判的受容との結合の典型を認めていふ（マキザック・前掲・八七頁以下参照）。

(6) ハウスの評価は、アガード自身がウェストミンスターに集約せられた記録類について警告して、いた記録保存上の悪条件（火災、冠浸水、鼠害、順序を誤った収納等）のものでなされた、同じくアガード自身による財務府記録の整理一六一〇年の業績）についてもわれらのやうである。Compendium Recordorum とも呼ばれるハウスの仕事は、アガード以降継承され、Record Commission, Public Record Office における整理事業に結びつく。McKisack, pp. 91—93; Guide to the contents of the Public Record Office, Vol. 1. Legal Records, etc. <Rev. (to 1960) from the Guide by the late M. S. Giuseppi, F.S.A.), H.M.S.O., 1963, p. 109.

〔II〕 今以上、本稿当初からもつていて限界のうちにではあるが、ヴァージル、リーランド等六人の歴史家との業蹟についてその簡単な説明を試みた。もちろん、多くの論者が示しているように、チューダー期の歴史家達という場合、この六人のみがあげられる筈はないのであり、また、ハウスにあげた人々の仕事もしくは業蹟がそれぞれ孤立して、まったく個人的独創の産であつたわけでもないことはいうまでもない。しかし、そのためにかれらをハウスにあげたわけであるが、この六人の歴史家達は、それぞれチューダー期における歴史研究の諸傾向を特徴的に示していたといえるであろう。そして、かれらとその代表する傾向との関係は、かりにではあるが、ハウスでは、ほぼつきのようく説明することができるであろう。

(1) ヴァージルならびにE・ホールトイギリス史の一般的記述の傾向・ヴァージルとホールとでは、ややに示したよ

うに、ルネサンス精神とのかかわりにおいて大きなひらきがあるといえるにせよ、イギリス史記述に関しては、両者に導びかれたと考えられる歴史家達が、年代記的傾向と交錯しつゝ、チャーダー期における国民的イギリス史記述の層をつみかねて行くことになる。やなわく Robert Fabyan (d. 1513) を筆頭とする、ヴァージルのルネサンス的批判的精神との共通性を認められてる John Rastell (d. 1536) や、George Lily が主張するわざ、ついで、ホール以壁、Richard Grafton (d. 1572) John Stow(1525—1605), John Day(1522—1584), Francis Godwin(1562—1633), Raphael Hollinshead (d. 1580) へ繰り返してギリス史記述があつた。⁽¹⁾

(2) リーランド、ペイルならびにラムベードの地誌学的歴史研究 (アンソリティ、古事学 Antiquary) の傾向・イギリス史の古事史的学歴研究は、ヨーロッパ・ルネサンス精神のみならず、僧院の解散がもたらした中世史料の確定作業にもとづく中世史の体系的、そして時に批判的な研究という宗教改革的事象にもまた触発された。そして、その構想はリーランドの地誌学的歴史研究計画を実施していくというかたちをとつて、チャーダー期における地誌学的地方史研究の集積として実現されるであらう。また、この傾向は、そのまま、今日のイギリス地方史の伝統を形成するであろう。チャーダー期においては、この方向にも、われわれは、ラムベード、アガードのほかに、William Whitlock (d. 1584), John Hooker(1525—1601), John Stow, Sampson Erdeswicke (d. 1603), Richard Carew (1550—1620), George Owen(1552—1613) のおみねるがやが、また、地方史とこうした事の性質上、確立した記録を得ぬ人々の存在を推測し得るわけである。⁽²⁾

(3) パーカー、ラマバード、アガードの公的記録整備の推進・十六世紀における公的記録を含めた歴史史料の整備

の要望は、僧院解散を機として、リーランド以降の多くの歴史家達の要望であった。すでに示したように、ペーカーの事例はこれを例証する。しかし、同時に、いわゆる公的記録が十五世紀末以降十六世紀末迄ウェストミンスターあるいはロンドン塔にほとんど未整理のままに収められるにいたり、これにたいし、記録保管職 (Archivist あるいは keeper of the king's (queen's) Records in the Tower) の職にあるものを中心とする史料整備がなされる。チューダー一期においては、本稿に挙げたラムバード、アガードらのほかに William Bowyer, Thomas Heneage (d. 1595), Thomas Talbot (fl. 1580), Peter Osborne (1521—92), George Owen (1582—1613) が挙げられた人々に数えられる。

(1) チューダー期の歴史家達の仕事には以上のべた大体三つの方向への傾向が認められる。しかし、またぐつに、ひとのひとともいえるであろう。すなわち、かれらの志した歴史すなわちイギリス史、イギリスの発展に関する歴史記述の中心は、時代の必然性および対象となつた史料の性質からいへて当然に、イギリス中世史であった。そして、その歴史記述に流れる思想は二つあり、そのひとつは、ヨーロッパの同時代の歴史研究にみられたルネサンス的実証主義であり、これはチューダー朝にあっては、次第に稀薄化しつつも、底流として存在した。他のひとつは、より強力な、いわゆるイギリス的プロテスタンティズムであった。このふたつの思想は、そのイギリス史史料にたいするかかわりを通じて、チューダー期のイギリス史研究を、ヨーロッパ的歴史主義から遠くへだたつた国民的歴史主義をもつて彩ることになつた。みきの事情をルネサンス的歴史主義のイギリスの歴史研究への影響の面からみるならば、それなりに興味深い現象とみることができるし、国民的歴史記述事情ともいへべき、僧院解散以降の歴史史料の世俗化、集積、整理の必要性の自覚に由来する古事研究的歴史研究あるいは地誌学的歴史研究という、どちらかといえば、イ

ギリスに固有となつた歴史研究に対置して、この影響面をみ、またこうした対置を、歴史家達の中に認めていくことは重要であるといえよう。殊に、われわれは、この対置を、ほかならぬリーランドにみることができるし、さらに、チューダー期からスチュアート期にかけての歴史家とみられ、したがつて、ここではあえて列挙しなかつたカムデン（William Camden, 1551—1623）の人と業績にみることができるのであるであろう。かれもまた、ヨーロッパ的知性に刺戟されて、リーランドのようにイングランドをさまよいながら、その、リーランド的歴史研究を残したのであつた。⁽⁴⁾しかしき、カムデンの仕事はむしろつぎの世紀に属せしめられるであろう。

（三）チューダー期における歴史研究は、みぎにのべたように、ヨーロッパ・ルネサンス的なものと、イギリス的プロテスタンティズムを根底としたイギリス的なもの、ならびになお末だしといえども、史料整理面の進展ということの混合において個性的であり際立つてゐる。このような歴史研究は、さらにまたこのような展開のなから、より歴史思想史的には、固有イギリス史的な観念を浮び上がらせるであろう。実際、ここにあげてきた人々の誰しもが、積極的であれ消極的もしくは否定的であれ、いづれは問題としなければならなかつた、チューダー以前のイギリス中世史に関する伝統的歴史観へのチューダー期の歴史家達のイギリス史的対決こそが、かれらの具体的なイギリス史の構想のなかに明暗の影を落すであらう。そして、これこそが、チューダー期における歴史研究の基本的性格を浮彫りにするものであった。

本稿においては、この間の諸事情は、チューダー期の歴史研究に国民的性格を認むべきもうひとつ的事情として從来考えられてきたいわゆる「英國史（British History）」觀について、さらに考察すべきものと考える。

- (→) Fabian, R., *The New Chronicles of England and France*(1516. Ed. Henry Ellis, 1811). Rastell, J., *The Pastyme of People*(1529). Lily, G., *Chronicon sive.....enumeratio Regum* (Appeared first in the *Descriptio Britanniae* of Paulus Jovius, printed at Venice in 1548). Grafton, R., *An Abridgement of the Chronicles*(1563); *A Chronicle at Large and Meer History of the Affayres of England*(1568). Stow, J., *Summarie of English Chronicles*(1565); *Annales of England*(1592. *Annales*, or, general chronicle of England<ed. Edmond Howes, 1631>). John Foxe's *Actes and monuments* of these latter and perilous dayes, touching matters of the church (Published by John Day, 1563, 1570); *The Book of Martyrs*(1583—98). Godwin, F., *Annales of England*, containing the reigns of Henry the Eighth, Edward the Sixt, and Queen Mary (transl. and ed. by Morgan Godwin; 1630); *Catalogue of the Bishops of England since the first planting of Christian religion in this Island gether with a briefe History of their liues and memorable actions, so near as can be gathered out of antiquity*. Hollinshed, R., Raphael Hollinshed's *Cronycle*(1578); *Chronicles of England, Scotland, and Ireland* (Ed. by Henry Ellis, 1807—8, 6 vols.) リハーリング・トゥ・ザ・エンド・オブ・リルリー Lily 1582°
- (○) Whitlock, Litchfield Chronicle (B.M.M.S. Cott., Cleopatra C. III, ff. 240—57). Hooker, J., *Synopsis Chorographicia*; *The Description of the cities of Excester*. Stow, J., *A Survey of England* (1602. Ed. C.L. Kingsbord, 1908, 2 vols.), Sampson, E., *Survey of Staffordshire* (Comp. betw. 1593—1603; Ed. T. Harwood, 1844). Carew R., *Survey of Cornwall* (1602. Rep. 1723, 1769, 1811; 1953 by F.E. Halliday) Owen, G., *The First Book of Pembrokeshire in general* (1603, 1st ed. for the Cambrian Register, vol., I, II<1795—6> by R. Fenton; re-ed. from the author's autograph (B.M. MS. Harl. 6250) by H. Owen, *Cymrodorion Record Series*, 1892). John Norden, *Historical and Chrograophical Description of Middlesex* (1593); *Essex* (1594); *Hertfordshire* (1598); *Description of Cornwall, Northhampton* (c. 1610); *Norfolk* (c. 1611. *The Chorography of Norfolk*, ed. C.M. Hood, 1938), ルイ・MS. ルイの歴史書目録 Mckisack, *Medieval History in*

the Tudor Age, p. 147 *ets.* を参照されたい。

(3) 以上にあげられた人々の他に John Selden を加えて、時の記録整理などは、職掌上記録整理に力を尽した人々が考へられぬが、方法論的に一步をすすめた人として、ラムバードおよびアガードがあげられるわけである。しかし、その進展段階については、十七世紀 John Selden のやれには及ばない。以上の事柄について Mckisack (*supra*), Chap. V を参照されたい。

(4) カムデンは、その著作 *Britannia* (1586) および *Annals Rerum Anglicarum et Hibernicarum Regnante Elizabetha* (1615) *The Historie of the most renouned and virtuous Princess Elizabeth, late queen of England* (1630) など、多様な古事研究調査、中世纪や記録纂等による歴史的研究に關注してゐる。しかし、イギリス史の研究に關注してゐる。Britannia がやうとも問題となるのである。カムデン自身は少年時代から古事研究に親しみ、したが、オックスフォードを終えて、11十四歳の折り、Second Master of Westminster School の職を得た (Head Master, 1593～) 以後、余暇を利し、地方調査を行ひ、地誌学的古事研究に力をそそぐだ。Britannia は、一五七七年イギリスを訪れたオランダの地理学者 Abraham Ortelius によるイギリスの古事学的概観のがたみでカムデンの仕事をまとめるようとする勧奨のよどみに成立したものであった。カムデンは、リーランchedmarriffを越えてぼう大な分量にの仕事をまとめあげたのであるが、その手法と扱いの範囲の広がりについて批判も生じたことであった。しかし、リード問題からくわるいとは、カムデンが、その知的交流の点において、イギリスに限らねるとなく、ルーブル Pierre Pithou (1539—96) のハラヌスにおける中世研究者のグループに属せしめられると考えられるのである。このグループは、ハラヌス法史学史によれば、十六世紀後期のハラヌス古事研究・中世纪研究を行なったとして知られる。カムデンは、Kendrick, British Antiquity, p. 143 *ff.*; McKisack (*supra*), p. 150 *ff.* など、ハラヌス法史学史について Kelley, D.R., Foundations of Modern Historical Scholarship, Chap. X, pp. 241—253 を参照。

(二二八)